

【中国】標準化法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2017年11月4日、中国の標準化制度について定める標準化法が、制定後29年を経て、適用範囲の拡大、合理的な制度体系の確立、規制緩和の推進等を目的として大幅に改正された。

1 背景と経緯

中国は改革開放政策の始まった1978年に国際標準化機構（ISO）に加盟し、工業製品の規格等に係る標準化制度の整備を進めてきた。立法面では、まず1979年7月に標準化管理条例が制定され、1988年12月に標準化法が制定された（同法は1989年4月1日施行）。その後、2001年の世界貿易機関（WTO）加盟を契機として、中国の標準化制度は大幅に見直され、以後、継続的に規格等の改定が行われている。標準化法についても、2002年から改正に向けて検討作業が開始されたが、なかなか成案には至らなかった。

近年、著しい経済発展、産業構造の高度化等、国内情勢の大きな変化を背景に、標準化法の規定内容に関しては、適用範囲の狭さ（工業製品、建設工事、環境保護等に限定されている。）、統一性の欠如（重複や内容的な矛盾がある。）など、様々な問題点が指摘されるようになっていた。また、標準化行政の簡素化や規制緩和も課題とされていた。2015年3月、中国政府は「標準化業務改革深化計画」¹を策定し、標準化制度の抜本的な改革を2020年までに完成させる方針を明確に示した。標準化法の改正は、その第一段階の重要課題と位置付けられ、法改正に向けた検討が加速された。

標準化法改正案は、2017年4月、第12期全国人民代表大会常務委員会第27回会議に提出され、第1回審議、その後意見公募、修正を経て同年8月の同第29回会議で第2回審議、その後再度意見公募及び修正を経て、同年10月、同30回会議で第3回審議の後、11月4日に可決、成立した。

成立した改正法²は全6章45か条から成る。改正前の全5章26か条と比較すると、行政による監督の強化等について定める「監督管理」の1章が追加され、条数も大幅に増えている。改正法の施行日は2018年1月1日である。

2 改正標準化法の構成と主な内容

(1) 構成

第1章：総則（第1条～第9条）、第2章：規格の制定（第10条～第24条）、第3章：規格の実施（第25条～第31条）、第4章：監督管理（第32条～第35条）、第5章：法的責任（第36条～第43条）、第6章：附則（第44条～第45条）。

(2) 立法目的と適用範囲

標準化業務の強化による製品・サービスの品質向上、科学技術の進歩、健康と生命・財産の安全の確保、国と生態系の安全の維持、経済社会の発展水準の向上を目的とする（第1条）。

* 本稿におけるインターネット情報は2018年1月12日現在である。

¹ 「深化标准化工作改革方案」中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-03/26/content_9557.htm>

² 「中华人民共和国标准化法」国务院法制办公室 <http://www.chinalaw.gov.cn/art/2017/11/9/art_11_206617.html>

農業、工業、サービス業及び社会事業が標準化の対象とされ、当該分野に求められる統一された技術的要求基準として規格が制定される（第2条第1項）。

(3) 規格の種類

規格には、国家規格、業界規格、地方規格、団体規格、企業規格がある。このうち、国家規格は強制規格（遵守が義務付けられたもの）と推奨規格（国が遵守を推奨するもの）から成り、業界規格と地方規格は推奨規格である（第2条第2項）。今回の法改正で団体規格が新設され、強制規格は国家規格のみとされた。

強制規格に適合しない製品・サービスの生産、販売、輸入及び提供は禁じられている（第25条）。また、推奨国家規格、業界規格、地方規格、団体規格及び企業規格の技術的要求基準は、強制国家規格における関連の技術的要求基準を下回ってはならない（第21条）。

(4) 国家規格

身体 の健康、生命・財産の安全、国の安全及び生態系の安全の確保並びに経済社会の基本的な管理に必要な技術的要求基準については、強制国家規格を制定しなければならない（第10条）。推奨国家規格は、基本的で汎用性のある事項、強制国家規格に関連する事項等について制定される（第11条）。国家規格の制定については、中央政府の標準化行政主管官庁が責任を負う（第10条、第11条）。

(5) 業界規格・地方規格

業界として全国統一の技術的要求基準が求められる場合であって、推奨国家規格が存在しないときは、業界規格を制定することができる。業界規格の制定は中央政府の主管官庁が行い、標準化行政主管官庁に届け出る（第12条）。

また、省・自治区・直轄市及び地区級市の人民政府は、当該地域の自然条件、風俗習慣等の条件に基づき、地方規格を制定することができる（第13条）。

(6) 団体規格・企業規格

国は、学会、協会、商工会、連合会等の社会組織が、関連企業等と共同で市場とイノベーションの要求を満たす団体規格を制定することを奨励する（第18条）。また、企業は、必要に応じて独自に、又は他の企業と共同で企業規格を制定することができる（第19条）。

(7) 情報公開

強制規格は無料での一般公開が義務付けられ、推奨規格については、国が無料での一般公開を推進する（第17条）。また、国は、団体規格、企業規格の自主公開制度を推進する（第27条）。

(8) 規格の制定手続等

規格の制定に当たっては、科学技術の研究成果と実社会での導入実績を基に、十分な論証と幅広い意見聴取を行い、科学的で実効性が高く高品質な規格を制定しなければならない（第4条）。国は、標準化推進に係る分野横断的な連絡調整体制を整備し、標準化事業を統一的に実施しなければならない（第6条）。

(9) 規格の事後評価

国は、強制規格の実施状況に係る統計分析報告制度を構築する。また、中央及び地方政府の標準化行政主管官庁は、規格の事後評価制度を構築し、少なくとも5年ごとに規格の見直しを行わなければならない（第29条）。